令和７年４月４日

滋賀地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）状況について

滋賀地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）については、令和７年２月２８日に、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の５割を超えましたので、お知らせします。

●滋賀地区

要請状況	要請件数（件）	要請車両数（両）	要請割合（%）	地域の全車両数（両）
（最初の要請日） 令和 7 年 2 月 28 日 （3 ヶ月経過日） 令和 7 年 5 月 28 日	9	760	71．03	1,070

※運賃改定は、最初の要請（申請）があった時から３ヶ月の間に要請（申請）を受け付け、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の５割を超えた場合には、３ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。

※旧運賃適用地域における車両数

大津市地区　…312 両

滋賀北部地区…758 両

【問い合わせ先】
近畿運輸局自動車交通部旅客第二課　調査運賃係
電話：０６－６９４９－６４４６